

## 2019年6月通常会議 議案と請願に対する討論

2019年7月2日

立道 秀彦

日本共産党大津市会議員団を代表して、

[議案第 77 号](#) 令和元年度大津市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）、  
に対する賛成討論、

[議案第 76 号](#) 令和元年度大津市一般会計補正予算（第 2 号）、

[議案第 82 号](#) 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第 85 号](#) 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第 90 号](#) 大津市斎場条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第 92 号](#) 大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、

[議案第 93 号](#) 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
に対する反対討論、

及び

[請願第 3 号](#) 「消費税増税は中止」の意見書提出を求める請願について、  
に対する賛成討論を行います。

まず、議案第 77 号 令和元年度大津市卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）についてです。

本補正予算は、卸売市場に設置されている水道、電力、電灯、カロリーを計測するメーターの有効期限が切れていることが判明したことから、交換を行うものです。

これまでも市場では、長年にわたり規制基準値を超える排水を公共下水道に流し続け、開設者としての市の管理責任が問われた案件がありました。にもかかわらず、今回さらに、開場当初から一度も交換されなかったメーターをはじめ 279 台が放置され、長年にわたり違法なメーターによって料金徴収が行われていたことは、排水問題同様、重大な問題です。

施設の老朽化も進んできていますが、市場関係者と連携しながら適切な管理を行うために市が責任を果たすことを求めて本補正予算には賛成するものです。

次に、議案第 76 号 令和元年度大津市一般会計補正予算（第 2 号）であります。

瀬田地域において保育中に発生した園児、保育士の交通死傷事故は多くの方に衝撃と深い悲しみを与えました。児童の安全確保に早急に取り組むと同時に、事故に遭われた保育園の在園児及び保護者に対する心のケアを緊急に行うことが必要です。また、自然災害が多発する下で子どもたちの命や安全を守るために耐震化が行われていない比良、和邇、唐崎の保育園の耐震工事に向けた仮設園舎の設計委託費、明日都浜大津内の国際親善協会事務室や会議室の故障した空調設備の更新に伴う設計委託費、来年 1 月からの中学校給食の実施に向けた配膳室整備工事にかかる追加経費などは緊急性があり、安全・安心の市民生活に必要な予算の執行を急ぐ必要があることは認識しているところです。

しかしながら、本補正予算に計上されている市立大津市民病院への運営費負担金は、昨年度の普通交付税額が確定したことによる差額を充当するもので、現在の逼迫した病院の運営状況から言えば不十分であります。そのために本補正予算の組み替え動議が提案をされ可決されましたが、市長の指示による経営健全化計画に基づき 9 月補正で必要額を増額するとして、今通常会議当初の本補正予算をそのまま採択することになりました。

市民病院は分娩の取り扱い休止や ICU の医師が大量に退職することなどで、多くの市民のみなさんや働く職員の方々に不安や心配を広げ、今後の病院の運営を危惧する声が寄せられる中で、何よりも安定的な病院運営が行われるためには、中期計画に基づきルール分の運営費負担金を市が適切に投入することが求められていることは言うまでもありません。そうしたことから他の事業予算と同様に速やかに対応する必要があります。

市長は、病院の運営悪化は経営ばかりに問題があるかのように経営改善計画の策定を求めています。これではさらなる経営の効率化が進められ、不採算部門の切り捨てを押しつけることに他ならず、診療科や人件費の削減につながることは明白です。

日本共産党大津市会議員団は市民病院の独法化の際に、こうした事態を招くことを指摘して、市は設置者としての責任を果たすように強く求めてきたところです。老人保健施設ケアセンターおおつの廃止に対する対応然り、市自らが招いた病院の経営困難に対する反省すらない今般の対処は、市の責任放棄であると考えるもので、本補正予算には反対するものです。

次に議案第 82 号 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、保育の無償化にあたって、3 歳以上児はすべてが対象ですが、0 歳～2 歳の子どもについては住民税非課税世帯に限定されることから、認定の際に必要な情報をマイナンバー法に基づいてその対象者の情報を得るために条例を改正するとされています。しかし、各分野の個人情報を一人ひとりの番号に紐付けし個人の識別に利用して、マイナンバー活用を拡大しようとするものです。マイナンバーの活用により利便性や効率性が強調されますが、本人の知らないところで個人情報がやり取りされ、本人に不利益が生じる危険のあるマイナンバーの活用を拡大する本条例改正に反対します。

次に議案第 85 号 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本議案は、地域型保育施設が連携施設の確保が困難なときには、定員が 20 名以上で 3 歳児以上を受け入れている企業主導型保育施設等を連携協力の対象として確保しなくてはならないことや、連携施設を確保しなくてもよいとする経過措置を 5 年間延長するなどの規制緩和を行うものです。

待機児童は 0 歳から 2 歳までの児童が多く、その解消のために家庭的保育施設の増設が行われて参りましたが、卒園後の受け皿の確保が深刻な問題となってきました。保育を必要とする児童の保育は、市の責任で保障されなくてはなりません。待機児童解消を名目に規制緩和を繰り返して、保育の継続性を揺るがし、質の低下を招いていることは否めません。子どもたちの成長と発達を保障し、命を守ることが軽んじられていくことを非常に危惧するものであり、本議案に反対するものです。

次に議案第 90 号 大津市斎場条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本議案は、2008（平成 20）年度から据え置いてきた火葬炉の利用料金の原価計算を行い、近隣の他都市との料金の均衡を図るとして、値上げを行おうとするものです。

例えば 12 歳以上の料金 12,000 円から約 1.67 倍の 20,000 円に引き上げ、その他の区分も同様に値上げとなります。誰もがやがて死を迎えます。土葬がほとんどなくなって火葬になっている中で、火葬炉の利用は、すべての市民に関わり、お金のあるなしによらず選択の余地はなく、その利用によって市民間に不公平が生じるものではありません。

中核都市の中には福祉の向上という自治体本来の役割を果たす行政サービスと位置づけ無料のところもあります。中核市の中でも高い利用料をさらに値上げしようとする市の姿勢には市民福祉の観点がまったく感じられません。市民生活にとって負担増となる料金の値上げは中止すべきと考え本議案に反対します。

議案第 92 号 大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本議案は皇子が丘総合運動公園や皇子が丘公園など、有料公園施設 14 公園・34 施設の利用料を 10 月からの消費税の引き上げと利用料の見直しにより、本年 10 月 1 日から 1.25 倍に値上げし、2022 年 4 月からは 1.5 倍に値上げを行うものです。

本年 9 月 20 日からはラグビーワールドカップ日本大会、2020 年には東京オリンピック・パラリンピック、2021 年ワールドマスターゲーム関西、2024 年には滋賀県での国民スポーツ大会、障がい者スポーツ大会と連続してイベントが開催されます。スポーツに対する市民の関心やスポーツに親しむ機運が高まる中で今回の大幅な値上げは市民がスポーツに親しみ健康維持する機会を妨げ、スポーツ振興に逆行します。よって本議案に反対いたします。

議案第 93 号 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

市は 2017 年 10 月から市営住宅の修繕業務の一部を試験的に民間業者に委託してきましたが、本議案は、2020 年 4 月から管理業務について指定管理制度を導入しようとするものです。

公営住宅法 1 条では、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足る住宅の整備を明記しています。そしてこれに基づいて住宅の確保に困っている低所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給するセーフティネットとなることや、住宅の供給だけでなく、入居者が安心して住める環境づくりという市営住宅の役割を果たすことに市が責任を負っています。

一般の指定管理者制度導入により市は家賃の決定、入居決定、明け渡し請求、滞納整理などを行い、指定事業者は入退去の手続きや、家賃等の収納に関する業務、施設の維持修繕に関する業務などを担うこととなります。これでは市の職員が入居者と直接関わることや現地へ出向くことが少なくなり、入居者の住環境を把握することが困難になって、果たして入居者が安心して住める環境づくりができるのか危惧します。

また格差と貧困が深刻になる中、家賃の徴収が個別の事情に配慮なく機械的に行われることなど、高齢者を狙った詐欺事件なども多発している元での個人情報保護の問題も懸念されるところです。市が入居者の安全安心な暮らしを守る役割を果たすためには、安易な民営化はすべきでないと考え本議案に反対します。

次に、請願 3 号 「消費税増税は中止」の意見書提出を求める請願についてです。

2014 年の消費税 8%増税を皮切りに、実質家計消費は年 25 万円も落ち込み、労働者の実質賃金は

年10万円も低下し、さらには内閣府が発表した景気動向指数が6年2か月ぶりに「悪化」となるなど、政府自身も景気悪化の可能性を認めました。こんな時に、10%への増税をやれば、経済もくらしもどん底に突き落としてしまいます。売上げが減るうえに、消費税の増税分を転嫁できず、納税のために「身銭を切って」やりくりせざるを得ない中小企業にとって、10%への増税は死活問題です。

さらに事業者には大きな実務負担を強いる「軽減税率」と「キャッシュレスポイント還元制度」、そして合計620万にのぼる免税事業者と簡易課税制度利用事業者を廃業に追い込む「インボイス制度」は、中小企業と小規模事業に大きな打撃となります。

日本共産党は、消費税増税に頼らず、アベノミクスによって莫大な利益を得ている富裕層や大企業にこそ、応分の負担を求めるべきと考えるものです。

よって消費税の10%実施の中止を国に求める意見書提出に賛成するもので、議員各位の賛同を呼びかけます。

以上で討論を終わります。